

いざという時に会社や従業員を守る！

御社のBCP(事業継続計画)策定

BCP(事業継続計画)とはBusiness Continuity Planの略称で、企業が自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のことです。

最近では、大手企業との取引をする上でBCP策定を促されるケースも出てきているなど、その重要性が見つめ直されております。

もしも会社が、

- 地震災害や風水害にあったら・・・
- 事業所で火災が起きたら・・・
- 従業員が集団感染したら・・・

緊急時に生き抜くための事前の備えはありますか？

そんな時の為に事前に対策(計画策定)しておきましょう！

BCP(計画)をのぞき見！

BCP策定のポイント

- 1 中核業務を特定します。
- 2 目標復旧時間を定めます。
- 3 事前対策や代替案(取引先)を用意します。
・・・等々



(実際の計画書一例：サービス・小売業)

商工会議所によるBCP策定支援事業は本紙裏面をご覧ください。

【様式1】 BCPの基本方針

1. 目的
本計画は、緊急事態(地震の発生等)発生しながら自社の事業を継続することを目的とする。

2. 基本方針
当社は、以下の基本方針に基づき、緊急時における事業の継続を図る。

チェック	人物(従業員・顧客)の安全を確保する。
<input checked="" type="checkbox"/>	人を(従業員・顧客)の安全を確保する。
<input checked="" type="checkbox"/>	店を閉鎖営業を続ける(自社の供給責任を果たし、顧客からの従業員を守る)
<input type="checkbox"/>	地域経済の活力を守る
<input type="checkbox"/>	(表裏目に関わる商品をお客様に社会からの信頼に応える)

3. 重要商品
緊急時においても、自社で優先的に継続提供すべき商品(重要商品)は、以下のとおりである。

重要商品
お客様への●●商品・△△サービスの提供

【様式2】被害想定

本計画における緊急時の被害状況を以下に定める。

大規模地震(震度5弱以上)で想定される被害

ライフライン
地震発生後、水・電気の供給が停止する。また、ガス、水道、通信の供給が停止する。

道路
主要道路が寸断され、交通が滞り、緊急時の対応が困難となる。

人
従業員や顧客の安全が確保できず、被害が発生する。

物
重要商品・顧客の安全が確保できず、被害が発生する。

【様式3】重要商品提供のための対策

4. 事前対策の検討
重要商品を提供するための事前対策は以下のとおりである。

重要商品
お客様への●●商品・△△サービスの提供

【対策1】重要商品への事前対策

対策内容	実施済みか?	実施予定か?	いつ完了か?
重要商品の在庫確保(在庫切れ防止)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	実施済み
重要商品の代替調達(代替調達先との関係構築)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	実施済み
重要商品の代替調達(代替調達先との関係構築)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	実施済み

【対策2】重要商品への代替調達

対策内容	実施済みか?	実施予定か?	いつ完了か?
重要商品の代替調達(代替調達先との関係構築)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	実施済み
重要商品の代替調達(代替調達先との関係構築)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	実施済み

姫路商工会議所のBCP（計画）策定支援事業のご案内

当商工会議所では中小企業庁のホームページに掲載されている BCP 策定運用指針の各コースを利用し、担当職員による B C P 策定指導を実施しております。（無料・秘密厳守）また、必要であれば、財務専門家等の派遣も行ってまいります。

※1回あたりの相談（作成）時間の目安：1～2時間

また、BCP 策定によって優遇される政府系金融機関の融資制度等もご紹介いたします。

同事業のご利用申込みは、下記申込書（FAX）をご利用ください。

BCP策定支援 相談申込書

申し込み先：中小企業振興部 行（FAX：079-222-6005）

事業所名			
代表者		ご担当者	
所在地			
T E L		F A X	
相談 希望日時	月 日 時頃の	訪問 ・ 窓口(来所)	相談を希望 (どちらかを○で囲んでください)

※上記にてお申し込みいただいた後、3営業日以内に当所担当者より確認のご連絡をいたします。
連絡がない場合は恐れ入りますが、下記担当窓口までご連絡をお願いいたします。

本件に関するお問い合わせは、

姫路商工会議所中小企業振興部 BCP 策定支援担当
TEL：079-223-6557 FAX：079-222-6005
住所：姫路市下寺町43 姫路商工会議所1階事務局